

国の利害に係る争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
幹事会（第13回）

日時：7月26日（金）16:00～16:30

場所：法務省3階会議室

- 1 予防司法支援制度について
- 2 質疑応答

配布資料

国の利害に係る争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議
（令和6年7月26日）

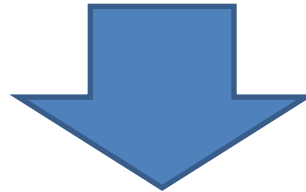
国の利害に係る争訟等への 対応に関する関係府省庁連絡会議

令和6年7月26日

予防司法支援制度の活用

予防司法支援制度

施策・措置の策定段階において法的な問題点を精査
法的観点から方針を検討・資料を収集



- 早期の段階からの適切な対応により紛争を予防
- 訴訟となっても的確・迅速な主張・証拠の提出が可能

早期の段階での相談

➤ 処分や法令の改正等の前に相談

⇒ 慎重かつ十分な検討により、行政の適正確保が
万全に

複数の所管府省庁に関する施策での活用

➤ 施策が複数の行政庁の法令・制度に関する場合

⇒ 行政庁間で整合性を図り、法的安定性の高い行政を実現